



【発信日】令和6年3月26日

【問合わせ先】

大野市役所（2階 24番窓口）

行政経営部総務課 多田、早川

電話 0779-64-4820（内線2601）

大野市パートナーシップ宣誓制度の開始について

～誰もが活躍できる共生社会の実現を目指して～

すべての市民が個人として尊重され、多様な価値観を認め合い、誰もが活躍できる共生社会の実現を目指し、「大野市パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

記

1 開始日

令和6年4月1日から、宣誓書等必要な書類の受付を開始します。

2 宣誓ができる方

一方又は双方が性的少数者で、以下の要件を全て満たしている必要があります。

- ① 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- ② 双方又は一方が、大野市に住所を有している、又は大野市への転入を予定していること。
- ③ 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- ④ 近親者でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

3 手続きの流れ

- ①宣誓希望日の予約（原則10営業日前まで）
- ②必要書類の提出（予約した宣誓日の原則5営業日前まで）
- ③宣誓日に宣誓者お二人に受領証を交付

※受領証とは、お互いを人生のパートナーとして宣誓したことを大野市として証するもの。

4 予約・申込先

大野市役所 行政経営部 総務課（大野市役所2階24番窓口）

